

埼玉労働局職員【任期付任用職員】募集要項

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する方を募集します。

1 職種

埼玉労働局等の任期を定めた常勤職員

2 業務内容

埼玉労働局等における次の(1)及び(2)の業務

- (1) 雇用調整助成金の支給業務及びその他関連する業務
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給業務及びその他関連する業務

3 募集人員

13名程度

4 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

(2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第 81 条の 6（定年による退職）及び附則第 8 条に該当する方（令和 7 年度における定年年齢は 62 歳）

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則 8-12 第 42 条第 2 項第 1 号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和 8 年 3 月末日までとなります。

6 採用日

令和 7 年 4 月 1 日を予定しています。

7 勤務地

埼玉労働局、埼玉県内の各ハローワーク

※通勤圏を配慮のうえ配置場所を決定します。

8 勤務時間・休暇

勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書の右上の余白部分に「任期付」と記載し、写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

＜論文の課題＞（800 文字程度）

「雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、今後取り組むべき課題について述べよ。また、その課題に対して、自身のこれまでの業務経験をどのように活かせるか。」

※提出様式は不問ですが、埼玉労働局のホームページ「職員採用案内」に様式を掲載しておりますので、ご活用ください（手書き、PC 作成いずれ

も可)。

(3) 応募先

(1)及び(2)については、1つの封筒に同封し、封筒に赤字で「**任期付**」と明記した上で、埼玉労働局総務部総務課人事係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

11 応募期限

令和7年2月4日（火）

応募書類は当日の消印有効（持参の場合は当日17：00まで）とします。

12 選考方法

【第1次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和7年2月13日（木）までに連絡予定

通過したか否かに関わらず全員に連絡します。

【第2次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和7年2月18日（火）で実施予定（詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

（合格者発表）

令和7年3月3日（月）までに連絡予定

合否にかかわらず第2次選考の対象者全員に連絡します。

13 応募等に関する照会先

埼玉労働局総務部総務課人事係

住所 〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー16階

電話 048-600-6200（内線136・137・189）

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経歴等が考慮されます（18万円～35万円程度。一般的な例）。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等
 - 住居手当・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
 - 通勤手当・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）
 - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・1年間に俸給等の約4.50か月分（令和6年度実績）

※上記の給与等は、令和6年11月末時点の「一般職の職員の給与に関する法律」等に基づくものです。令和7年度においては、法律等の一部改正に伴い、支給額等の変更が予定されています。